



**「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」
コンテンツ規律 ヒアリング資料**

**ヤフー株式会社
最高コンプライアンス責任者(CCO)兼法務本部長
別所 直哉**

2008年10月21日



—コンテンツ規律について— ポイント1



規律との親和性

ヒアリングポイント1 新法において「メディアサービス(仮称)」と定義されるものの範囲について

→ 従来の放送の概念にとどめる 方向性に賛成

通信： ・「Web2.0」の登場→利用者参加型コンテンツ。利用者は、事業者から提供される情報を利用するだけでなく、自ら情報発信するようになる。利用者参加によって当該コンテンツは完成度の高いサービスへと進化している。規律を守ることのできる事業者のみによってコンテンツが流されている訳ではないのが現状。

・1度に流せる情報量は膨大であり、コントロール可能性がない。

放送： ・番組準則(放送法3条の2第1項)、番組調和原則(放送法3条の2第2項)、番組基準の策定(放送法3条の3)、番組審議機関の設置(放送法3条の4)、一般放送事業者(いわゆる民放)に対する広告放送(放送法51条の2)、候補者放送(放送法52条)、学校向け放送での広告(放送法52条の2)、番組供給協定の制限(放送法52条の3)等、多くの規律あるが、その対象となるのはすべて事業者。

・1度に流せる情報量は限定的であり、コントロール可能である。

YAHOO! ニュース こんにちは、 [ログアウト]

ニュース トピックス 写真 動画 地域 リサーチ 雑誌/ブログ ランキング

主要 速報 国内 海外 経済 エンターテインメント スポーツ テクノロジー ニュース提供社

政治 社会

国内

後発品「薦められた経験なし」が8割超

10月20日16時59分配信 [医療介護OBニュース](#)

医師に後発医薬品を薦められた経験が「ない」人の割合が8割超に達していることが、ネットマーケティングを展開するアイシェア(久保邦雄代表取締役)が同社の会員らを対象に実施した意識調査から分かった。後発品を使った経験がない人にその理由を聞いた結果では、「医者に薦められなかった」が6割以上を占めた。また、薬の処方自体を受けたことがない人以外で、実際に後発品を使用した経験がある割合は2割強にとどまった。

[【『ジェネリック医薬品に関する意識調査』より詳細】](#)

調査は、同社の無料メール転送サービスの会員を対象に9月22日から28日にかけて実施。回答者は20歳代が中心だった。

それによると、医師から後発品を薦められた経験が「ない」人の割合は全体の83.0%(342人)で、「ある」の(34人)を圧倒的に上回った。「医者から薬を処方されたことはない」人は8.7%(36人)だった。

また、薬を処方されたことがない人を除く376人に後発品の使用経験を聞いた質問では、76.1%(286人)が「ない」と回答。「ある」と答えたのは23.9%(90人)だった。

後発品の使用経験がない286人にその理由(複数回答)を聞いた質問では、「医者に薦められなかったため」65.0%(186人)が最多。以下は、後発品を「知らなかったため」12.9%(37人)、「効能面で不安があるため」5.9%(17人)などの順だった。後発品を知らなかった割合は、20歳代が19.4%で、他の年代より高かった。

一方、後発品の使用経験がある90人に、使った理由(同)を聞いた結果では、「価格が安いため」が全体52.2%(47人)を占め、これに「医者に処方されたため」14.2%(38人)、「効能に差がなかったため」13.3%(21人)が続

利用者とともに作られる
コンテンツサービス例
①
Yahoo!ニュース

この記事を読んでいる人はこんな記事も読まれています

- 野菜刈り取られ…涙ぐむ園児 保育園の畑を大陽
- 北朝鮮重六発表「確たるものは一切ない」 官房長官(産経)
- みだらな行為、巡査逮捕=出会い系で知った少女相手-勤務中に(トカエ) 那珂島(時事通信) - 16日(木)18時7分

みんなの感想 この話題についてみんながどう感じたかわかります。

あなたはこの話題をどう感じますか?

考えさせられる	1	2	3	4	5
役に立つ					
興味深い					
誰かに教えたい					
びっくりした					

決定

>> みんなの感想(話題ランキング)

この話題へのコメント数 **434件**
並び替え [国投投票] | [点数降順]

コメントを書く | コメントを表示しない

1: 2008年10月20日 17時2分 **1,101点** 私もそう思う | 削除/違反報告

日本の後発医薬品は主成分は同じだが副成分が違うので安心して使えない。本当に同じ品物で後発医薬品が安いなら使っても良いが。

8: 2008年10月20日 17時16分 **1,015点** 私もそう思う | 削除/違反報告

主成分が同じみただけでは恐ろしくて医者には薦めることはできないだろう。

何でもかんでも医者が悪者にされるこの社会では無理。

4: 2008年10月20日 17時14分 **671点** 私もそう思う | 削除/違反報告

ジェネリックは主成分は一緒でも固めたりする添加物は一緒じゃないようだ。ちょっと怖い気もするなあ

3: 2008年10月20日 17時14分 **571点** 私もそう思う | 削除/違反報告

後発品は若干成分の違いはあるが、素人が調べてるんじゃないのだから。。
生発品が正しくとも限らない。



公開するID: 未登録 0枚 0 0 [[利用登録](#)]

Yahoo!知恵袋に投稿された知識から

を [検索](#) [[検索オプション](#)]

すべての質問 「歴史」に関する質問

[トップ](#) > [教養と学問、サイエンス](#) > [歴史](#)

解決済みの質問



君が代の2番が知りたい

[\[ユーザー名\]](#)さん

君が代の2番が知りたい

戦前は、君が代に2番があったそうですが、どんな歌詞ですか？

[違反報告](#)

質問日時: 2007/1/20 16:50:52

解決日時: 2007/2/4 03:28:32

回答数: 7

閲覧数: 161,146

ソーシャルブックマークへ投稿:

[\(ソーシャルブックマークとは\)](#)



ベストアンサーに選ばれた回答

[\[ユーザー名\]](#)さん

文部省(現在の文部科学省)が編集した『小学唱歌集初編』(明治21年(1881年)発行)に掲載されている歌詞は、現在のものよりも長く、幻と言われる2番が存在する。曲はイギリスの古い賛美歌から採られた。

君が代は千代に八千代にさざれ石の巖となりて苔のむすまで うごきなく常盤かきにはかぎりもあらし

君が代は千尋の底のさざれ石の鵜のある磯とあらはるゝまで かぎりなき御世の栄をほぎた



利用者とともに作られるコンテンツサービス例

②

Yahoo!知恵袋

ベストアンサー以外の回答 (6件中1~6件)

並び替え: 回答日時の [新しい順](#) | [古い順](#)



[\[ユーザー名\]](#)さん

ちなみに君が代が登場する「さざれ石」は現在広島市安佐南区の田中山神社に奉納されていて 普段でも閲覧することが可能です。

回答日時: 2007/1/23 00:50:24

[違反報告](#)



[\[ユーザー名\]](#)さん

元は短歌なので、2番はありません。

回答日時: 2007/1/20 18:20:38

[違反報告](#)



[\[ユーザー名\]](#)さん

君が代とはもともと古今和歌集に載っていた歌です。古今和歌集の第7巻『賀歌』の一番最初に載っているのが、「君が代」です。古今和歌集には「題名不明」「作者不明」とかかれています。この歌に曲がつけられたのは、1869年10月頃で、イギリス歩兵隊の軍楽長「ジョン・ウィリアム・フェントン」が作曲。しかし彼はイギリス人だったため、日本らしい音楽ではなかったので、1880年に一流雅楽演奏者の「林広守」が曲を作り直しました。そして、ドイツの音楽家の「フランツ・エッケルト」が洋楽の和音をいれて現在のものになりました。

で、君が代の歴史を知ったところで2番目。

君が代は 千尋の底の 細石の鵜のいる磯と あらわるるまで

2番は藤原頼政が詠んだ和歌です。

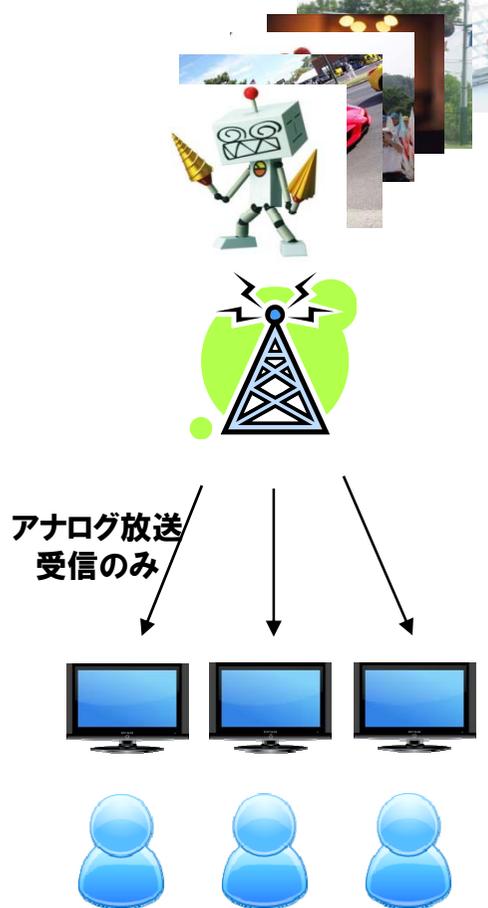


—コンテンツ規律について—
ポイント2、3、4、5、6



インターネット登場前と登場後

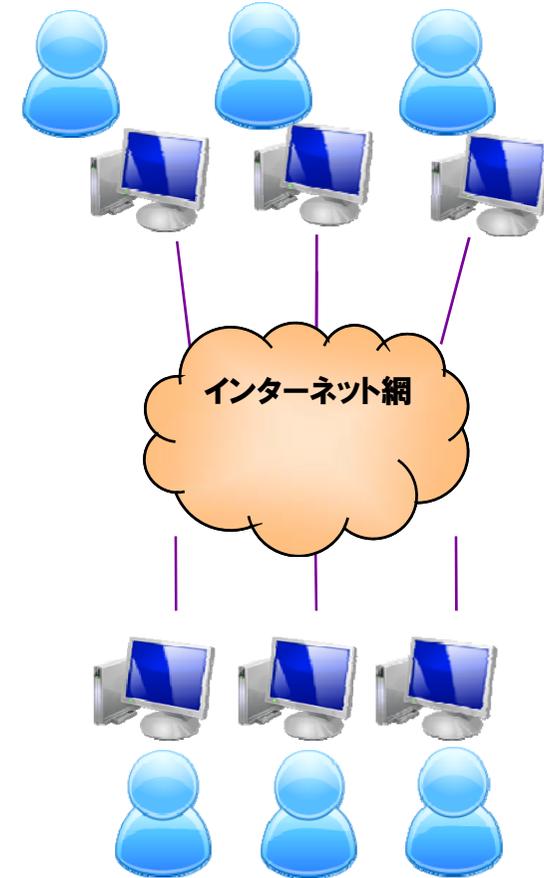
放送 1:n



通信 1:1



インターネット n:n

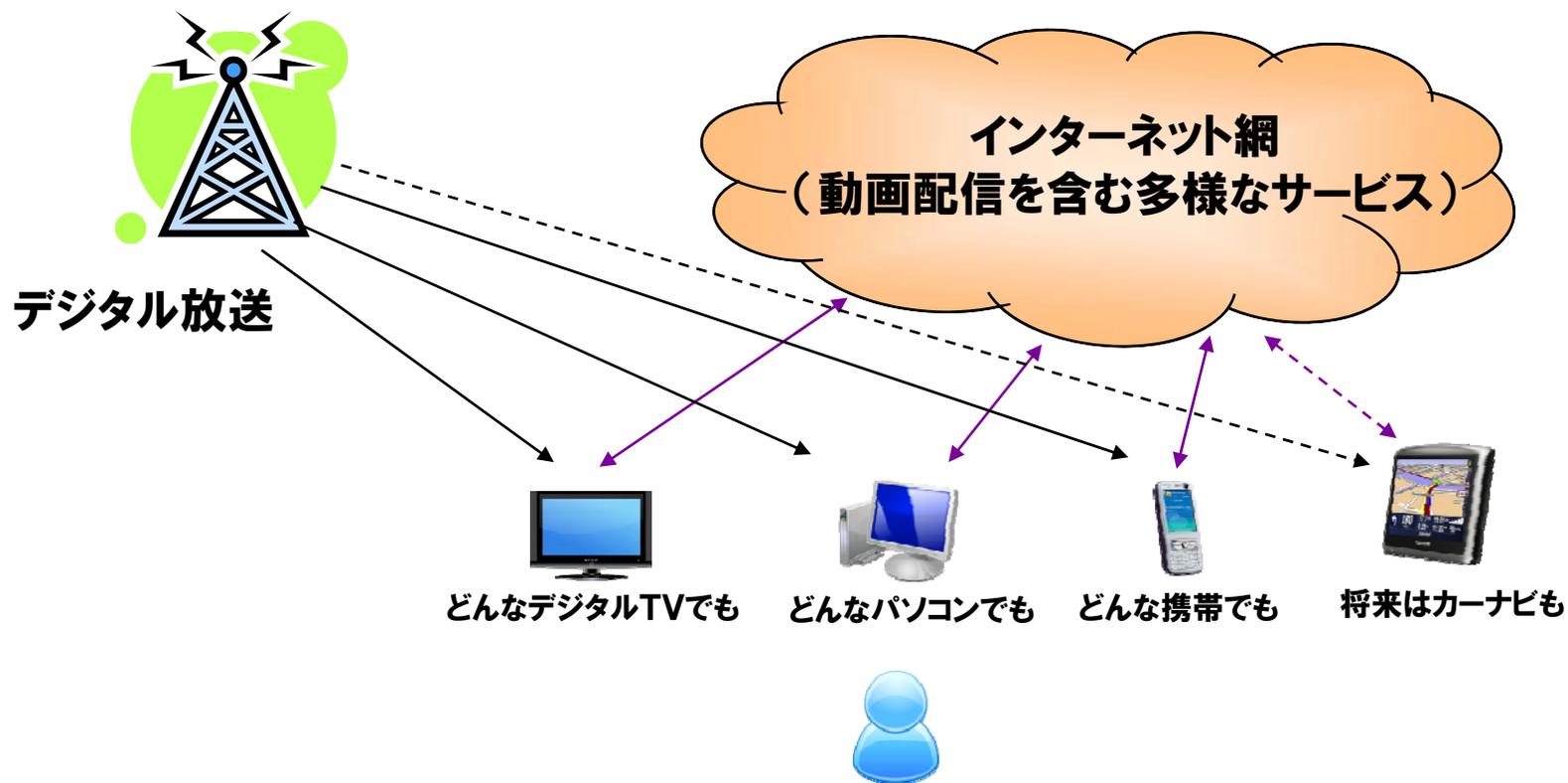


主にアナログや通信帯域の技術的制約により
それぞれが独立したサービス/マーケットであった

Y! デジタル放送・高速ブロードバンド時代の放送と通信

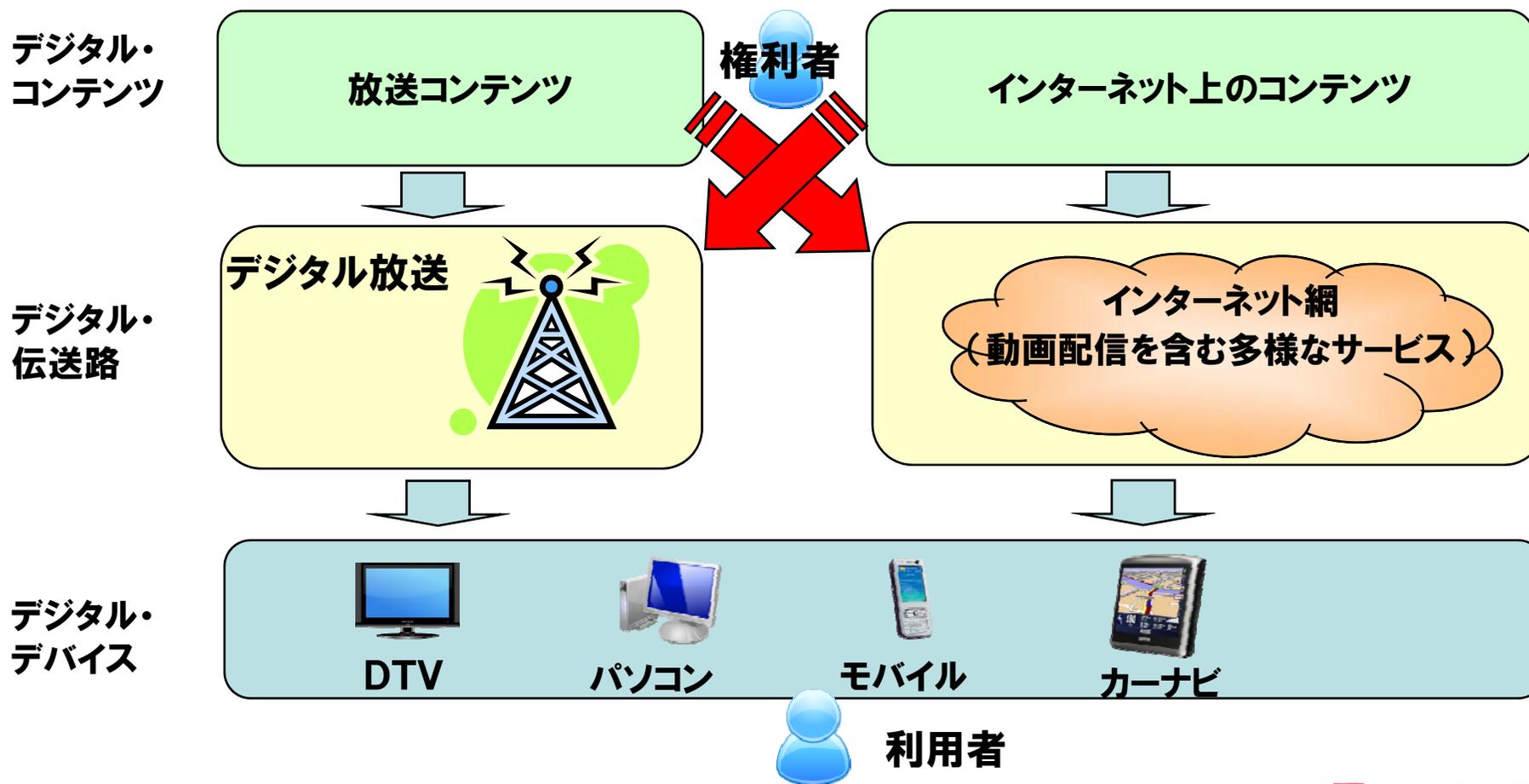
1つのデジタル機器(媒体)で放送も通信も利用できる ユビキタスな環境

→デジタルデバイスにおいてはすでに放送・通信の境界はなくなりつつある



Y! デジタル時代のコンテンツ・伝送路・デバイス

放送(1:n)とインターネット(n:n)におけるコンテンツ流通特性の違いによらず、コンテンツ・伝送路・デバイスの流通組み合わせが自由であると、コンテンツ権利者・利用者の利便性は高まる



コンテンツも含めたユビキタスな世界が無限に広がる大きなマーケットに



そのために、

ヒアリングポイント2 通信と放送の事業展開をシームレスに行うことができる規律であることを要望。コンテンツ・伝送路・デバイスの流通組み合わせを自由に行うことのできる法制度が必要。

ヒアリングポイント3 TV画像をIPベースで流すためのプロトコルの仕様は、オープンであるべき。

さらに、

ヒアリングポイント4 放送コンテンツを通信コンテンツとしても使いやすくするための枠組みの整備を要望。

—現状—

- ・コンテンツには、創作者の著作権のほか実演家(ドラマに出演している俳優や歌手など)の権利も含まれており、放送コンテンツの権利者(通常は放送局)は、「実演家らから許諾されているのは放送コンテンツに利用する権利だけであり、放送以外のコンテンツに利用するためには別途許諾を取り直さなければならず、それは困難である」とし、放送コンテンツを通信コンテンツとして利用することが、実質上難しい。
- ・たとえば、放送コンテンツを創作するにあたっては、あらゆる権利者から許諾を得る際に、通信コンテンツとしても利用できるような内容の許諾を得ることを「情報通信法(仮称)」に定めるなど、なんらかの枠組みが整備されれば、視聴者は、放送で見損ねたコンテンツを通信を通して(動画投稿サイトに違法にアップされているものではなく)合法的形で視聴できる可能性が高まる。



ヒアリングポイント5 1:1の通信を想定して作られている電気通信事業法において、n:nのインターネットを通信と同様の厳格な規定で考えることに無理はないか、再検討が必要。

—現状—

- ・電気通信事業法第28条に基づき、重大事故や通信の秘密事故が発生した場合、総務大臣に報告を行う必要がある。
- ・たとえば、重大事故の基準は、電気通信事業法施行規則第58条によって以下のものが該当することとなる。電話であれば滅多に該当しない重大事故ともいえるかもしれないが、電子メールにもこれをそのままあてはめるのは適切か。

電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部(付加的な機能の提供に係るものを除く。)の提供を停止又は品質を低下させた事故(他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。)であつて、次のいずれにも該当するもの

イ 当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数が三万以上のもの(総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの)

ロ 当該電気通信役務の提供の停止時間又は品質の低下の時間が二時間以上のもの



ヒアリングポイント6 「通信の秘密」のあり方について、再検討が必要。

—現状—

- ・電子掲示板のように多数向けに発信されるものについて、不適切な書き込みがあった場合にも、通信の秘密の観点から、発信者情報開示が厳格にならざるを得ず現在のプロバイダ責任制限法では、救済が十分に行なわれにくい実態がある。
- ・サービスの多様化の中で当事者間の通信のように見えながらも、サービスレベルの維持や防犯上の必要性から事業者が遣り取りを常時監視する必要のあるものが登場してきており、通信の秘密を厳格に維持することが困難となっている実態がある。
- ・迷惑メール対策のため、事業者で迷惑メールの内容を解析して有効な手段を講じたくても、通信の秘密の観点から迷惑メールの内容を解析することには制約があり、十分な対策を打てないのが実態である。



—オープンメディアコンテンツ
(仮称)の規律について—
ポイント7

特定電気通信による情報の流通 によって権利の侵害があった場合

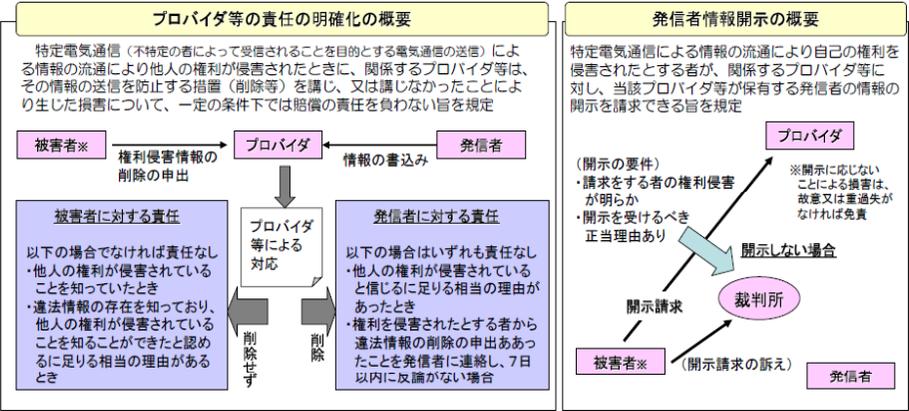
民事的責任

刑事的責任

2 プロバイダ責任制限法

インターネット上のホームページや電子掲示板において、名誉毀損、プライバシー侵害、著作権侵害など、特定の者の権利が侵害される書き込みが行われた際に、
 ① どのような場合であれば、電子掲示板等の運営者(プロバイダ等)が当該書き込みを削除しても(しなくても)免責されるかとの基準を明確化
 ② 被害者が、匿名で当該書き込みを行った者の氏名、住所等の情報の開示を求めることができる権利を創設したもの。

特別な手当てなし・・・



※権利を侵害されたとする者

ヒアリングポイント7 刑事責任の免責または幫助犯規定の適用範囲の明確化が必要。

—現状—

インターネットにおける情報の仲介者がありとあらゆる法律を熟視して全てのコンテンツの適法性を確保することを仲介者に期待するのは現実的に不可能である。一方で、刑法の「幫助犯」の規定は、「開かれた構成要件」になっていて、文理上、適用範囲が極めて広く読めてしまう。それらを、捜査機関の運用だけに委ねていると、仲介者が萎縮し、ひいては国民が新しいサービスを享受できないことにもつながり得る。

参考 2008/05/25, 日本経済新聞 朝刊, 35ページ

「学校裏サイト」と呼ばれるインターネットの掲示板に中傷する書き込みをされた大阪市内の女子中学生が、削除依頼に迅速に応じなかったとして、掲示板の管理人に二百二十万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、大阪地裁は二十四日までに、慰謝料など五十五万円の支払いを命じた。山下郁夫裁判長は「管理人の責任は間接的、限定的だが、実名を挙げての中傷があった場合、被害が現実の学校生活にも及ぶことが容易に予想できたのに、削除など被害拡大を防ぐ管理義務を怠った」と指摘した。判決によると、二〇〇六年八月、女子中学生を「ブス」「うざい」などと中傷する書き込みがあり、管理人は同九月に削除依頼を受けたが、同十月まで放置。女子中学生はショックを受けて転校し、塾もやめた。

この問題では、大阪府警が管理人を名誉棄損ほう助容疑で書類送検したが、その後、嫌疑不十分で不起訴となっている。

ご清聴、ありがとうございました。

A large, bold, red graphic of the Japanese characters 'YA!' is positioned behind the text. The 'Y' is stylized with a thick stroke, and the 'A' is also bold and red. A small registered trademark symbol (®) is located at the bottom right of the 'A'.